

少年事件に関する書類の参考書式について

平成19年10月30日家二第001295号高等裁判所
長官、地方、家庭裁判所長宛家庭局長、刑事局長送付

平成19年11月1日から少年法等の一部を改正する法律（平成19年法律第68号）が施行され、少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項第2号に掲げる少年に係る事件について、警察官に対し押収等の強制調査権限が付与されることに伴い、別紙記載の参考書式を別添のとおり作成しましたので、送付します。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から送付してください。

(別紙)

- 1 差押許可状（触法事件）
- 2 捜索許可状（触法事件）
- 3 捜索差押許可状（触法事件）
- 4 捜索差押許可状（触法事件）（強制採尿）
- 5 検証許可状（触法事件）
- 6 身体検査令状（触法事件）
- 7 鑑定処分許可状（触法事件）

(別紙番号 1)

差 押 許 可 状 (触法事件)

少 年 の 氏 名 及 び 年 齢	年 月 日 生
少年に対する について、下記の物を差し押さえることを許可する。	
差し押さえるべき物	
有 効 期 間	平 成 年 月 日 まで
有効期間経過後は、この令状により差押えに着手することができない。この場合には、 これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返 還しなければならない。	
平 成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請求者の官公職氏名	

注 この令状は、触法少年に係る事件の調査において用いること。

(別紙番号 2)

搜 索 許 可 状 (触法事件)

少 年 の 氏 名 及 び 年 齢	年 月 日 生
少年に対する について、下記のとおり検索をすることを許可する。 触法事件	
検索すべき場所、 身 体 又 は 物	
有 効 期 間	平 成 年 月 日 まで
有効期間経過後は、この令状により検索に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、検索の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平 成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請求者の官公職氏名	

注 この令状は、触法少年に係る事件の調査において用いること。

(別紙番号3)

捜索差押許可状(触法事件)

少　年　の　氏　名 及　び　年　齢	年　月　日　生
少年に対する について、下記のとおり捜索及び差押えをすることを許可する。	
捜索すべき場所、 身　体　又　は　物	
差し押さえるべき物	
有　効　期　間	平　成　年　月　日　まで
有効期間経過後は、この令状により捜索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平　成　年　月　日 裁　判　所 裁　判　官	
請求者の官公職氏名	

注 この令状は、触法少年に係る事件の調査において用いること。

(別紙番号4)

検索差押許可状(触法事件)

少年の氏名 及び年齢	年月日生
少年に対する について、下記のとおり検索及び差押えをすることを許可する。 触法事件	
検索すべき場所、 身体又は物	少年の身体
差し押さえるべき物	少年の尿
検索差押え に関する条件	1 強制採尿は、医師をして医学的に相当と認められる方法 により行わせなければならない。 2 強制採尿のために必要があるときは、少年を 又は採尿に適する最寄りの場所まで連行することができる。
有効期間	平成 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により検索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、検索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日 裁判所 裁判官	
請求者の官公職氏名	

注1 この令状は、触法少年に係る事件の調査において用いること。

2 採尿場所が特定されている場合には、「検索差押えに関する条件」欄2項の「又は採尿に適する最寄りの場所」の前に採尿場所の所在地及び名称を記載する。採尿場所が特定されていない場合には、「又は」を削除する。

(別紙番号 5)

検 証 許 可 状 (触法事件)

少 年 の 氏 名 及 び 年 齢	年 月 日 生
少年に対する について、下記のとおり検証をすることを許可する。	
検証すべき場所又は物	
有 効 期 間	平 成 年 月 日 まで
有効期間経過後は、この令状により検証に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、検証の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平 成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請求者の官公職氏名	

注 この令状は、触法少年に係る事件の調査において用いること。

(別紙番号6)

身体検査令状(触法事件)

少年の氏名 及び年齢	年月日生
少年に対する について、下記の者の身体の検査を許可する。	
検査すべき身体	
身体の検査 に関する条件	
身体の検査を受ける者が正当な理由がなく身体の検査を拒んだときは、10万円以下の過料又は10万円以下の罰金若しくは拘留に処せられ、あるいは罰金と拘留を併科されることがある。ただし、身体の検査を受ける者が14歳に満たない者である場合は、罰金及び拘留を除く。	
有効期間	平成 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により身体の検査をすることができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、身体の検査の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日 裁判所 裁判官	
請求者の官公職氏名	

注 この令状は、触法少年に係る事件の調査において用いること。

(別紙番号 7)

鑑定処分許可状(触法事件)

少　年　の　氏　名 及　び　年　齢	年　月　日　生
少年に対する について、次の鑑定人が下記の処分をすることを許可する。	
鑑定人 職業	氏名 歳
立ち入るべき場所、 検査すべき身体、 解剖すべき死体、 発掘すべき墳墓又は 破壊すべき物	
身体の検査に関する条件	
有効期間	平成　年　月　日まで
有効期間経過後は、この令状により許可された処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。	
平成　年　月　日	
裁　判　所	
裁　判　官	
請求者の官公職氏名	

注 この令状は、触法少年に係る事件の調査において用いること。